

○厚生労働省令第二十四号

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（登録の消除）</p> <p><b>第十条</b> 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬が生後二十五年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第十七条において「令」という。第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。</p> <p>（毒えさに用いる薬品の種類）</p> <p><b>第十七条</b> 令第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p>	<p><b>第十条</b> 削除</p> <p>（毒えさに用いる薬品の種類）</p> <p><b>第十七条</b> 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p>

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。